○社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会 会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会(以下「本会」という。) 定款第 34 条第 3 項の規定に基づき、会員及び会費の納入について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

- 第 2 条 本会の会員は、次の区分による。
 - (1)普通会員 普通会員は、東吾妻町に居住する者で、全戸加入を原則とする。
 - (2)特別会員 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、特別会員となることを申し出た役員・学識経験者及びその他の個人とする。
 - (3) 賛助会員 賛助会員は、本会の趣旨の深い理解と認識を有し、賛助会員となることを申し出た企業・団体等とする。

(会費)

- 第 3 条 前条各号に規定する会員の会費は、次のとおりとする。
 - (1)普通会員 年間一世帯当たり 500円
 - (2)特別会員 年間一口当たり 1,000円
 - (3) 賛助会員 年間一口当たり 2,000円

(会費の納入)

- 第 4 条 普通会費の納入は、毎年7月末日までに、納入通知書により納入するものとする。ただし、年度途中において会員となった者は、入会または申し出の際納入するものとする。
- 2 納入した会費は、過誤納による場合のほか返還しない。

(会費の減免)

第 5 条 会費は、特別の事由があると認められるときは、これを減免することができる。

附則 この規程は、平成18年3月27日から施行する。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。